

意見陳述書

令和5年1月24日

原告 A

1. 妻と山本サービス（以下会社）との雇用関係、労働関係について

妻は、平成25年8月20日に会社との間で雇用契約を結びました。そして、平成27年5月20日から26日までの1週間、会社から介護の仕事を指示され利用者宅に派遣されました。仕事を終えた27日の深夜突然死しました。

妻は利用者宅に派遣される際、会社事業主から会社が作成した労働条件通知書とホームヘルパー業務指示書を受け取りました。労働条件通知書は面接時に利用者の息子に渡しなさいと指示を受けていました。会社事業主が労基署の聴取にその様に証言しています。

2. 妻の仕事の実態について

妻は会社から渡された労働条件通知書を見て確認したと思います。妻は諾否の自由があることを知っていたか否か私には分かりません。しかし、断らなかつたのです。

それは、生前、妻が同じ介護の仕事をしている娘に「介護の仕事は自己犠牲を払わずには出来ない仕事です。だけど私は続けます。」と伝えたメールに自身の仕事に対する信念と覚悟が現れていたと感じました。

業務指示書には身体介護と生活援助の仕事内容が記載され、これらは介護保険制度を利用できるものであると記載されてありました。

身体介護は、オムツ交換・洗面・衣類着脱・安全の見守り等が記載されてありました。

妻は言っていました。

最も大切なことは安全の見守りです。それは、要介護者のバイタルサインを見逃さない事です。バイタルサインとは血圧・脈拍・体温・呼吸状態つまり生命の兆候を見守ることです。妻は昼夜問わず一日24時間責任を持って見守っていた、介護福祉士の有資格者として当たり前のことを当たり前に行っていたのです。

それを物語る娘に送ったメールがありました。妻が死亡する約半年前の平成26年11月、世田谷区成城にある介護付有料老人ホームで99歳のおばあさんを介護していた時のものです。

「おばあさんは、一命をとりとめて、ねむっています。風邪をひかないでね。栄養を取って頑張るね。わたしも、普通を超えた力で、頑張ります。」2014/11/1 23:09に発信したものです。

また、生活援助の仕事は調理・台所掃除・ゴミ出し・洗濯等です。調理一つとっても、口に入れるものはすべてやわらかいペースト状にする。ご飯はミキサーにかける。会社から渡されたタイムスケジュール表には事細かく指示されていました。それに加え利用者の息子の食事の準備まで指示されていました。

厚労省の通達書には、「利用者本人の料理と同居家族分の料理を同時に調理するといった訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することは認めない。」と明記されています。

それにも関わらず、妻は同時一体の仕事が指示されていたのです。

3. 私が国に対して訴えたいこと

令和4年10月27日参議院厚生労働委員会で加藤厚生労働大臣が石橋議員の質問に答弁しています。加藤さんは、答弁の冒頭で「家事使用人については、通常の労働関係とは異なった関係にある。」と答えています。私は妻が会社との間で普通の労働関係にあったと主張します。

会社と雇用契約を結び、会社の指示命令で仕事をし、会社から賃金が支払われていた妻は労働者では無いのでしょうか。私は国に対して、妻は要介護者の命を守り、高齢者に長生きをしてもらいたい。その一心で仕事をしていた普通の労働者であったことを強く訴えます。

1週間、拘束時間168時間の過酷な仕事に耐えて良く頑張った。私の妻への想いです。

4. 最後に

最後に国に対して、もう一度訴えます。75年もの間、懸命に働く多くの家事使用人・女性の皆さんを差別して来た法律を改正し、労働者として認め保護・補償して下さい。

裁判長には、国民の誰もが納得できる公正な審理・審判をお願い致します。

「捨てる神あれば拾う神あり」と言います。亡き妻は家事使用人は労働者では無いと国から捨てられました。しかし今日、家事労働者問題に関心を持ち傍聴して下さった大勢の皆様に拾ってもらったと思っています。それを力として頑張ります。皆様には心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上